

2. 出願資格

1) 出願資格（博士課程後期課程）

以下のいずれかの要件を満たす者。

1. 修士の学位または専門職学位を有する者、および **2026 年 3 月末**までに取得見込みの者。（学校教育法第 102 条第 1 項）
2. 外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および **2026 年 3 月末**までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 156 条第 1 号）
3. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および **2026 年 3 月末**までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 156 条第 2 号）
4. 日本国内において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および **2026 年 3 月末**までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 156 条第 3 号）
5. 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者、および **2026 年 3 月末**までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 156 条第 4 号）
6. 外国の学校、学校教育法施行規則第 156 条第 3 号の指定を受けた教育施設または国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験および審査に相当するものに合格し、修士の学位を有すると同等以上の学力があると認められた者。（学校教育法施行規則第 156 条第 5 号）
7. 大学等を卒業し、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者で、本大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者。（平成元年文部省告示第 118 号）
8. 本大学院において、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、**2026 年 4 月 1 日**までに満 24 歳に達するもの。（学校教育法施行規則第 156 条第 7 号）

<<注意>>

上記の出願資格「第 1 項～第 5 項」において「見込み」で受験して合格し、出願資格に必要な要件を **2026 年 3 月末**までに満たせない場合は、入学が許可されませんので、注意してください。

【出願資格に関する注意事項】

- (1) 博士課程後期課程出願資格「第 7 項」または「第 8 項」によって出願する者で出願資格の確認を必要とする場合は、出願前に、学部事務 5 課観光学研究科担当へ問い合わせてください。
- (2) 「外国人入学試験」の受験資格審査は実施していません。不明な点がある場合は、学部事務 5 課 観光学研究科担当へ問い合わせてください。
- (3) 選考で使用するため、2024 年 1 月 14 日（日）～2026 年 1 月 13 日（火）の間に受験した TOEFL iBT®Test または TOEIC®L&R Test または IELTS の成績証明書を提出する必要があります。提出できない場合は、出願を受理しません（詳細は 9 頁参照）。ただし、本学大学院観光学研究科博士課程前期課程を 2024 年 3 月以降に修了した者、および 2026 年 3 月に修了見込みの者は提出不要です。

※ TOEFL、TOEIC はエデュケーション・テストング・サービス（ETS）の登録商標です。この印刷物は ETS の検討を受けまたはその承認を受けたものではありません。

2) 一般入学試験受験資格

博士課程後期課程の出願資格要件（3 頁参照）を満たす者。

3) 外国人入学試験受験資格

博士課程後期課程の出願資格要件（3 頁参照）を満たし、かつ、日本国籍を有せず、学校教育における 16 年の課程のうち 12 年以上を日本以外で修了した者。

※上記以外でも教育制度上の理由等により、外国人入学試験の受験を認めることがあります。不明な点がある場合は、学部事務 5 課 観光学研究科入試担当へ問い合わせてください。